

## I. はじめに

当社は政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)、以下「対処方針」という。)において、社会の安定維持の観点から、安全安心に必要な社会基盤(公物管理)事業として業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取り組みを進めることにより、新型コロナウイルスのまん延を防止していくことも求められている。

本ガイドラインは対処方針をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大・収束の動向や対処方針の見直し等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

## II. 会社が管理・運営する施設における感染症対策

社員やお客さまなどの感染予防のため、下記を実施する。

### ①料金所・休憩施設における対策

#### ア)料金所

- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・手袋の原則着用、金銭トレイ等を活用したお客さまと極力、接触しない収受の実施
- ・こまめな消毒、換気の実施
- ・休憩・朝礼(引継)時の収受員間の接触及び寝具(シーツ、枕カバー)の共有の回避
- ・体調管理の徹底、体調不良時の会社報告
- ・体調不良や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合の勤務見合わせ
- ・レーン運用の見直し等による勤務体制の見直し

#### イ)休憩施設

◇商業施設内(飲食の提供、物品(給油含む)販売、道路案内業務)

- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・検温等による体調管理の徹底
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や体調不良時の会社報告および勤務見合わせ
- ・お客さま用消毒液の設置
- ・イス、テーブル、ドアノブなど接触が多い箇所の消毒、換気の実施
- ・清掃時のゴム手袋着用
- ・ハンドドライヤーの停止
- ・屋内喫煙所の閉鎖
- ・人と人の距離をできるだけ2mを目安(最低1m)としたソーシャルディスタンスの確保に向けた対策の実施(客席の間引き、対面着席とならない客席配置、レジ待ち間隔目印の表示)
- ・ショッピングコーナーレジ、インフォメーションカウンターでのビニールカーテンの設置
- ・レジでの金銭トレイや電子決済の活用
- ・試食販売等、販促イベント実施時期の見直し

- ・営業時間変更等の自粛要請

#### ◇トイレ等

- ・清掃スタッフのうがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・清掃スタッフのゴム手袋着用
- ・清掃スタッフの体調管理の徹底並びに体調不良時及び新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合の会社報告及び勤務見合わせ
- ・人と人との距離をできるだけ2mを目安(最低1m)に確保するための対策の実施(ソーシャルディスタンスの啓発ポスター等の掲示)
- ・ハンドドライヤーの停止

なお、上記ア)、イ)の従業員等に感染が確認された場合は、以下を実施する。

- ・保健所等の指導に基づく、当該施設の閉鎖や消毒作業等の実施
- ・記者発表、ホームページ掲載等による情報提供

### ②社屋等における対策

- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・体調管理の徹底、体調不良時の会社報告
- ・体調不良や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合の勤務見合わせ
- ・『三つの密』が起こらないよう、会議室・執務室の換気
- ・不急の会議、出張等の延期及びテレビ会議の活用
- ・在宅勤務、時差出勤の実施
- ・上記の原則に加え、別紙「オフィスにおける感染予防対策」に留意した業務の実施

### ③その他

- ・ドックラン、園地遊具の使用禁止措置
- ・休憩施設や会社管理施設で行う各種イベント実施時期の見直し
- ・他団体による開催・共催の場合は、開催時期の見直し要請(但し、自治体が行う感染防止対策イベントに対しては交通安全・感染予防対策の上で敷地提供の協力を行う)

### Ⅲ. 工事等における感染拡大防止対策

- ・受発注者協議による工事等の一時中止又は工期延期の対応
- ・学校の臨時休業に伴う建設業法上の取り扱い緩和(監理技術者、主任技術者)
- ・現場代理人の常駐要件緩和等の措置
- ・入札契約手続きの取り組み(入札契約手続きの保留・延長等、対面ヒアリングの省略等)
- ・現場立会等の方法への措置(遠隔臨場による立会い)
- ・感染防止対策を講じた受注者に対する設計変更協議(例:現場事務所や労働者宿舍の拡張・借地料、現場従事者のマスク・インカム等の購入・リース料など)

### Ⅳ. NEXCO 東日本が提供するその他サービスにおける拡大防止対策

- ◇旅行業、宿泊事業、駐車場事業、駐輪場事業 等

- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底
- ・体調管理の徹底、体調不良時の会社報告
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や体調不良時の会社報告および勤務見合わせ
- ・施設内の換気
- ・消毒液の設置

#### V. 感染拡大防止への協力

感染拡大防止のため、国などからの要請に基づき、適宜、下記の協力を実施する。

ア) お客さまなどへの呼びかけの協力

◇呼びかけ媒体

- ・道路情報板、ハイウェイラジオ
- ・休憩施設でのデジタルサイネージ・ポスタースペースでのポスター掲示、館内音声放送
- ・ホームページ(コーポレートサイト・ドラとら)、Twitter
- ・既存のラジオ提供番組、スポット枠
- ・既存のTVCM(タイム提供、スポット枠)

◇その他

- ・道路交通情報センター(JARTIC)に対して、国から会社への呼びかけ要請内容を共有する

◇呼びかけ内容

- ・不要不急の帰省、旅行及び都県を跨ぐ移動自粛など
- ・咳エチケットや手洗い・うがいの励行、テレワークの推進・「密」回避の啓発など(休憩施設のデジタルサイネージ・ポスターで実施)

## オフィスにおける感染予防対策

## 1) 執務室

- 対面での座席配置の場合、マスク着用を徹底する。
- 建物全体や個別のスペースの換気に留意し、窓がある場合は、1時間に2回以上、窓を開け換気するよう努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- 他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を最低限とするよう、また定期的に消毒を行うよう努める。

## 2) 出張

- 出張は、政府の基本的対処方針を踏まえ、不急の場合は見合わせる。必要な場合は地域の感染状況に十分注意する。
- 出張時には、面会相手や時間、経路、訪問場所等の記録を残す。

## 3) 会議

- 近距離や対面に座らないように座席配置を工夫する。
- スペースの制約等やむを得ず対面で行う場合、マスクを着用のうえドアを開放するなど換気に留意する。
- 対面での社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討し、やむを得ず参加する場合は、人数を限ったうえでマスクを着用する。

## 4) 来訪者への対応

- 外部関係者の立ち入りに関し、当該者に対して社員に準じた感染防止対策を求める。
- あらかじめ、当社のオフィス内での感染防止対策の内容を周知する措置を講じる。

## 5) 休憩・休息スペース

- スペースの確保や常時換気を行うなど、3つの密の回避を徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に距離を確保するよう努める。困難な場合でも対面に位置しないこと。
- 一定数以上が同時に休憩スペースに入らないように留意する。
- 使用する際は、入退室前後の手洗いを徹底する。

## 6) トイレ

- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルを使用しない。

## 7) 社員に対する感染防止策の啓発

- 社員は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」「新しい生活様式の実践例」について、日常生活上留意する。
- 公共機関や図書館など公共施設を利用する場合は、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどに努める。